

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和7年9月9日（火）午前10時15分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

小 林 武 雄	委員長	尾 澤 将 樹	副委員長
青 木 秀 夫	委員	市 川 初 江	委員
延 山 宗 一	委員	亀 井 伝 吉	委員
森 田 義 昭	委員	青 木 文 雄	委員
藪 之 本 佳 奈 子	委員	須 藤 稔	委員
永 田 亮	委員	荒 井 英 世	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田 富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長
荻 野 剛 史	総 務 課 長

橋 本 貴 弘	企 画 財 政 課 長
長 谷 見 晶 広	税 務 課 長
佐 山 秀 喜	住 民 環 境 課 長
小 野 寺 雅 明	福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀	健 康 介 護 課 長
栗 原 正 明	産 業 振 興 課 長
塩 田 修 一	都 市 建 設 課 長
福 知 光 徳	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 川 由 利 子	教 育 委 員 会 長 教 務 局
栗 原 正 明	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

新 井 智	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
本 田 明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前10時15分)

○開会の宣告

○新井 智事務局長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから予算決算常任委員会を開会させていただきます。

○委員長挨拶

○新井 智事務局長 初めに、小林委員長よりご挨拶をいただきます。

○小林武雄委員長 改めまして、お疲れさまでございました。先ほどの本会議におきまして、本委員会のほうに付託されました補正予算3議案についての審査を行いたいと思います。

なお、各委員からの質疑は、慣例により一巡した後に2回目をお受けしますので、よろしく願いいたします。

あと、時間等についても、最初五、六分ぐらいの時間でやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。委員及び執行部の皆様、よろしく願いいたします。

以上です。

○新井 智事務局長 それでは、3番の審査事項に移らせていただきます。これよりの進行につきましては小林委員長をお願いいたします。

○議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について

○小林武雄委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第3号)についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、議案第43号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第3号)につきまして説明させていただきたいと思います。

議案書の1ページから3ページまでにつきましては、先ほどの提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正でございますけれども、変更の部分になります。起債の目的としまして、公共事業等債、県営五箇谷地区ほ場整備事業で、もともとは630万円だったので、右側の補正後の数字を見ていただきますと720万円ということで、90万円の増額となるものでございます。これにつきましては、五箇谷土地改良区の関係の負担金分の事業費が800万円ほどありまして、そのうちの90%分を借入れとなる増加でございます。

5ページ、6ページについては、歳入歳出予算の補正事項別明細書の総括表になってございますので、こも省略させていただきまして、7ページを御覧いただきたいと思います。歳入でございますけれども、1款1項1目個人町民税現年度課税分の中の所得割ということで、5,045万8,000円の追加となります。これについては、令和7年7月末までの調定の実績に応じた増額分となります。

続いて、1款2項1目固定資産税の現年度課税分でございます。内訳としますと、土地で962万5,000円、

家屋で1,341万5,000円、償却資産で6,657万3,000円の追加で、合計といたしまして8,961万3,000円の追加となります。これも同じように課税実態に合わせた追加分となります。

続いて、15款2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、令和7年度の予備費分でございます。671万4,000円の追加でございます。これについては、国の予備費分の交付があったための増額で、商工会員の支援事業に一応充てるといような内容でございます。

同じく15款2項2目障害者総合支援事業費補助金19万8,000円の追加でございます。これについては、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に充てる国庫の2分の1分の補助金となります。事業費39万6,000円に対しての半額ということになります。

8ページをお願いします。15款3項1目中長期在留者住居地届出等事務委託金57万3,000円の追加となります。これにつきましては、在留カード等のICチップに居住地等を登録するための端末購入費用が国の委託金から一応増額になるというようなものでございます。

続いて、16款2項2目特別弔慰金支給事務交付金4万9,000円でございます。これにつきましては、特別弔慰金の請求受付開始に伴う国債の受領手続の実施に対する事務の交付金の増額となります。

その下、4目農地利用効率化等支援交付金で1,250万円の減額、その下、農業経営力向上事業補助金ということで、447万8,000円の追加となります。先ほど農地利用効率化等の支援交付金については、申請をしたのですけれども不採択になったとか、そういった面で全額が一応減額というような内容でございます。その下の農業経営力向上事業補助金447万8,000円の追加については、県単を利用したりとか、そういったものと、先ほどの国のほうが不採択になった部分が県のほうに下りてきたというような内容で447万8,000円の追加になるものでございます。

16款3項1目国勢調査委託金でございます。128万4,000円の追加となります。これについては、交付金の内示が増額になったことによるものでございます。

9ページをお願いします。18款1項1目一般寄附金6,900万円、その下の2目指定寄附金、ふるさと納税分で4,600万円の追加になります。合計で合わせますと1億1,500万円の追加となるわけなのですが、これについては、令和7年4月から6月の実績を昨年と同じような形で比べたところ、120%の伸び率があるので、昨年の実績に120%分を考慮して追加するものでございます。

続いて、19款2項1目財政調整基金繰入金でございます。1億7,548万6,000円の減額となります。これについては、先ほどの歳入で町税分の追加とか、ふるさと納税分の追加等々により、財政調整基金の繰入りを減額するものでございます。

22款1項1目公共事業等債の県営五箇谷地区ほ場整備事業で90万円の追加ということで、先ほどの4ページの地方債の調書のとおりとなっておりますところでございます。

9ページの一番下、歳入合計といたしまして、8,128万1,000円を追加しまして66億8,716万1,000円となるものでございます。

10ページをお願いします。ここからは歳出でございます。2款1項1目通信機器管理事業の中のテレビ受信料で161万2,000円の追加になります。これにつきましては、役場の公用車11台分のワンセグ受信可能に伴うNHKの受信料の増額ということで、今年度分と過去にやっていたワンセグの受信料を払っていなかったということで追加の部分になるところでございます。

続いて、3目ふるさと納税事業でございます。6,668万2,000円の全体で追加になります。これにつきましては歳入が増えたことにより、50%ルールを見込んだ経費の分がそれぞれ追加になっているところでございます。

12目防犯対策機器購入費補助事業の中の家庭用防犯カメラ設置費補助金200万円の追加になります。当初は100万円で予算を組んでいたわけなのですが、申請の件数が多いということで、今後も見込まれるということで200万円の追加となっているところでございます。

続いて、16目の物価高騰対策板倉町商工会員支援事業の商工会員に対する補助金ということで682万3,000円の追加になります。これについては、先ほどの歳入の国から来た分を商工会員1件当たり2万円を交付する事業になっております。この内容については、8月の全協で皆様にお伝えしているものでございます。

11ページをお願いします。2款3項1目住民基本台帳事務で80万円の追加となります。内訳としますと、住居地等記録端末購入費、それと翻訳端末購入費ということで、備品の購入が2つあるというような内容でございます。

その下、2款5項2目、国勢調査費の中の指導員・調査員報酬で25万6,000円の追加、これについては報酬単価の増額ということで25万6,000円の追加になります。

その下の丸です。国勢調査事務の会計年度任用職員経費ということで、123万9,000円の追加となります。これについては、今年度10月から国勢調査を行う上で、会計年度任用職員を任用したというような予算の追加になるものでございます。

12ページをお願いします。3款1項1目広域連合派遣職員人件費で職員手当等で14万円の追加ということで、時間外手当の不足による追加でございます。

その下、特別弔慰金支給事務事業で、郵便運搬料で5万円の追加となるものでございます。

続いて、3目障害介護給付事業で、先ほどのシステム改修費39万6,000円の追加になります。これについては、10月1日から新たな福祉サービスをやることによるシステム改修が必要になったための増額となります。

続いて、6款1項3目担い手育成・就農支援事業、トータルとしますと802万2,000円の減額になります。内訳としますと、収入でもありましたように、農地利用効率化等支援交付金が1,250万円の減額、農業経営力向上事業補助金が447万8,000円の追加ということになります。

その下、5目職員人件費2万7,000円の追加、これは扶養手当の不足のもので追加をするものでございます。

13ページをお願いします。8款2項2目道路維持事業の中の修繕料で10万円の追加となります。作業用の機械の修繕料の不足によるものの増額となります。

その下の丸です。施設管理事業の修繕料ということで50万円の追加になります。これは、街路灯の修繕料の不足による増額になります。

その下の丸、道路台帳整備事業で、道路台帳補正業務委託料ということで300万円の追加になります。これについては、板倉ニュータウン内のグリーンプロックの分譲に伴いまして、町道の台帳を整備する必要があるため、300万円の追加になるものでございます。

同じく8款4項2目公園維持管理事業で、同じように修繕料が50万円の追加になります。これは、公園遊具施設の修繕料の不足による見込みの増額になります。

14ページをお願いします。10款2項1目小学校給食事業で賄材料費で320万円、その下の10款3項1目で、同じように中学校の給食の賄材料費ということで140万円の追加になります。両方とも米の価格の改定及び物価高騰による給食材料費がちょっと足らなくなったというようなことで増額をするものでございます。

10款5項2目社会体育施設管理事業の中の各運動場管理委託料57万8,000円の追加になります。これについては、今年度、海洋センターの改修に伴いまして、海洋センターの裏側の木が多く茂っているので、それを伐採するための費用ということで増額するものでございます。

歳出合計といたしまして、8,128万1,000円を追加しまして、66億8,716万1,000円となるものでございます。

最後に、15ページをお願いします。これにつきましては、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。これについては、4ページ、第2表で地方債の補正を反映させてある見込額になります。

表の一番右下、右角を御覧いただきたいと思います。これが最新の現在高の見込額となりまして、33億7,604万6,000円となるものでございます。

以上、説明させていただきましても、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○小林武雄委員長 説明が終わりました。

質疑に入る前に、今、担当から説明ありましたけれども、通常紙のベースで説明してもらったのですが、今回からタブレットで説明してもらっています。皆さん大丈夫ですよ。質疑に当たっては、タブレットの表面に出ているページがあるのですが、そのページをまず言ってもらって、それでその中の項目を説明してもらってから質疑を始めてもらえれば担当の課のほうも回答するのが楽なのかなと思いますので、その辺は議員各位、執行部各位、特に両方が質疑の内容が把握できるような形で進めてもらえばと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 藪之本です。よろしくお願ひいたします。

こちらは14ページお願ひいたします。10款2項1目小学校費のところでお願ひいたします。あと、中学校費、ここ併せて給食費の事業で追加となっている件に関して確認を含めてちょっとお伺ひしたいのですけれども、米の価格が上がっているということで増額になっているのですけれども、こちらに関してお米だけですか。それとも、全体の納入されている農家さん、もしくは全体の食品にかけて何%上げるとか、ちょっと具体的に分かれば教えていただきたいなと思います。

○小林武雄委員長 石川教育委員会事務局長。

○石川由利子教育委員会事務局長 学校給食費の補正の関係でございますが、先ほど企画財政課長から申し上げたとおり、米の価格の高騰と、そのほか牛乳、パン、肉、野菜の物価高騰に対する補正額でございます。

○小林武雄委員長 藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 ありがとうございます。地産地消ということで、地元の農家さんたちも納入されているかと思えます。そういう方たちのほうにも全て反映されるという認識でよろしいでしょうか、それとも特定の業者さんのみになるでしょうか。

○小林武雄委員長 石川教育委員会事務局長。

○石川由利子教育委員会事務局長 ただいまの質問でございますが、地域の食材の会という会がございます。そちらのほうで板倉町の小中学校にお米を納入していただいております。大分お米の価格が上がったということなのですが、価格が高騰しても、ずっと同じ価格でやっていただいていた。その米の価格を増額させていただいたということと、ほかの地域食材購入していますが、牛乳、パン、肉、野菜等、4月から6月までの間、給食費が高騰しております。調べたところ、前年比10%、大体10%ぐらい給食費が高騰しているということでありますので、地域の食材を出していただいている方、または業者から地域の食材では賄い切れない牛乳、パン、肉、野菜と、その分も補正させていただくことをお願いしております。

○小林武雄委員長 藪之本委員。

○藪之本佳奈子委員 ありがとうございます。目に見えている物価高騰の品目は皆さんも分かると思うのですが、目にも見えていない農家さんたちもいらっしゃいます。例えば土の関係であったり、肥料の関係であったり、その中でも何としてでも学校給食提供しようとしてくださっている方たちが一生懸命頑張っていると思いますので、皆さんにも上乗せするのであればなるべく平等に今後も続けられるように上乗せするなりして、支援のほうもよろしく願いいたします。

○小林武雄委員長 回答はよろしいですか。

延山委員。

○延山宗一委員 よろしく願いをいたします。歳入の関係で9ページになります。一般寄附金、また指定寄附金ということなのですが、1億1,500円ということで補正が出ているということなのですが、全協のときに、ふるさと納税、群馬県の中でもトップというふうな、非常に伸び率があったということ、先ほど説明の中で120%だというふうなことなのですが、今後、予算立ての中に織り込んでいけるのかなと思うのですが、それについて要因、どういう対応によってこういう状況が起きたかということ、今後、この金額ぐらいは維持できるのかなという考え方をお願いをしたいと思います。

○小林武雄委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

今回の補正で1億何千万円という形で、当初予算が3,500万円ぐらいですごく少なめに抑えた経緯はありますけれども、この寄附をボンと最初1億円ぐらい入れてしまうと、もともとの当初予算がちょっと上がってしまうという感覚があったので、その分を抑えさせていただきました。4月からの状況を見て、約120%ほどの伸び率があるので、トータル的に1億8,000万円から2億円ぐらいを目標に寄附、ふるさと納税をやっているということで今回補正をさせていただいた部分と、あと、もちろん120%伸びている部分だけではなくて、町長のほうからもいろいろ話しされております新しい米のふるさと納税品とか、ビクトリーの水の関係とか、そういった新しいものもあるので、それなりに2億円近く見込めるのかなということで増額させた経緯があります。よろしく願いします。

○小林武雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 ふるさと納税に関しては、やはりどこの自治体も必死に取り組んでいるだろうと思うのですよね。考え方とすると板倉町が少なく見ていたということ、意外に伸びがよくなったということで今回の大幅な伸び、群馬県でもそれなりのトップというような位置、今後、キープはいずれにしても、いろんな試行錯誤の中で納税者に喜んでもらえるような対応していくということが1位を維持するというか、伸び率の中で1位なので、金額的にはいずれにしても努力をしていかなければならないかなと思うのですけれども、予算立ての中でこういうのに取り組んでいくことも必要だし、はっきりなかなか答弁として言えないところもあろうかなと思うのですけれども、その取組としては。

○小林武雄委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 確かに令和5年度が3,500万円程度のふるさと納税額があって、たまたま6年度は1億4,600万円ということで4倍以上上がったということで、金額的には1億4,600万円なので、それほどではないのです。県内の中で見ても。ただ、やはり昨年と比較して4倍というのですごく板倉町が目立ってしまった部分はあるのですけれども、やはり板倉町にふるさと納税をやってくれる方というのが意外と消耗品系なのですよね。例えば洗剤とか、ハンドソープとか、そういったものが意外と多く応募がされている状況で、結果的に昨年に比べて4倍というすごい数字になったわけなのですけれども、だからってまた7年度4倍というのは到底不可能な難しい部分あると思うのですけれども、最低限やはり前年度をキープするぐらいの勢いプラス、先ほど言ったように、新たな商品、それとポータルサイトというか、ネットを通じての窓口も今現在20ぐらいの窓口を増やしておりますので、そういったので可能な限りふるさと納税は上げていければなというふうに思っております。

以上です。

○小林武雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 やはり納税者が何を求めているかということになっていると思うのですよね。なかなか難しいところがあるのだよね。グライダーの搭乗、ゴルフだ、年間通して引受けできるといろんな工夫をしながら対応しているということなのですけれども、今課長がおっしゃられるのは、やはり消費できる、食べるものというふうに納税する方の志向が変わってきているのかな。北海道とか、九州とか、あっち方面と違った平坦地の食べ物という結構限られてきてしまうところはあろうかなと思うのですけれども、そういうふうな納税者のニーズに応えてしっかりと対応していただければ、今後1位はキープしなくとも、いい額に予算組みを持っていけるのかなと思うので、今後とも期待をしております。

以上です。

○小林武雄委員長 回答はよろしいですか。

青木文雄委員。

○青木文雄委員 11ページですかね、住民基本台帳等事務のところ80万円追加になっております。すみません。初歩的な質問になってしまうかもしれないのですけれども、ちょっと分かりやすく教えてください。翻訳端末というのは、どのように利用するものなのですか。

○小林武雄委員長 佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

これにつきましては、京セラという会社がありまして、その会社でコトパットというような、そういうモ

バイルの商品というものがあまして、それで検討しております、音声をリアルタイムで認識しまして、字幕でありますとか、図解でありますとか、動画で情報の表示、それと接客業務のサービス向上、対応時間の短縮ということで、モバイル端末で実際に外国人の方と翻訳でやり取りができるような、そういう機能を持った端末ということで検討しております。

○小林武雄委員長 青木文雄委員。

○青木文雄委員 ありがとうございます。分かりました。窓口外国人などが来られて、そのときの対面でのやり取りに使うということですね。分かりました。ありがとうございます。

○小林武雄委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 よろしくお願ひします。8ページ、16款の県支出金の県補助金、農業振興費補助金とあります。その中の説明の中で、農地利用効率化等支援交付金1,250万円の減額ですけれども、先ほど説明の中で、これにつきましては申請したけれども却下されたという説明なのですけれども、内容と、何人の方が何件申請して、具体的に補助要綱、そういった部分に該当しなかったということなのでしょうけれども、その辺ちょっと説明してください。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 こちらにつきまして、農地利用効率化等支援交付金ということで、こちらが国庫の事業という形になりますけれども、こちら当初予算上は3件を予定しております、その内容につきましては、トラクター、あとは農業機械のドローン等がありまして、3件ありました。それぞれ合計で国からの交付金、そのまま国から来た金額同額を本人のほうに補助する予定になっておりますけれども、こちらが当初の予定ですと1,250万円の予定だったということで、このうちの3件のうち1件は国庫の申請をそのまましたということで却下になっておりまして、あともう1件につきましては、結果的に国庫には申請せずに県単のほうに申請をした方が1件。また、当初は国庫に申請をする予定だったのですけれども、近年カメムシ等の対応するために、もともと違うものを買おうとしていたのですけれども、ドローン等で個人で個別に対応するような形で、そもそも申請を取下げたというか、申請自体しなかったという方が1名ということになっております。

○小林武雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、要するに国庫に申請した部分が1件あって、それ却下されたわけですよね。ドローンの関係については、要するに個人でやりますよという形で申請を取下げたということなのですか。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 ちょっと説明が足らずにすみません。ドローン以外のトラクター等の機械を申請しようとしていたのですけれども、カメムシ被害がある関係でドローンにしたいので、個人でドローンを優先してやるということで申請しなかったということです。

○小林武雄委員長 よろしいですか。

質疑ありませんか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしくお願ひします。10ページの12目防犯対策のところでは200万円の追加ということでございますけれども、家庭用防犯カメラということでございますけれども、何件ぐらいの補助金を予定しておりましたのですか。

○小林武雄委員長 荻野総務課長。

○荻野剛史総務課長 それではお答えします。

当初予算100万円、この補助金に関しては、1件上限が2万円でありまして、約50件分を予定しておりました。今回、実際は上限2万円ですが、1万円とか幾つかの補助金額がありまして、現在55件で92万円を超えております。そのため、200万円の増加で、上限2万円で計算すると100件分の増加を見込んでおります。

以上です。

○小林武雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 大変空き巣とかいろいろ入っているようでございまして、うちの南地区のほうも、下五箇だとか、あと大高嶋のほうの鳴のほうですか、あちらのほうでも入っているということでございますので、本当にこの防犯対策の事業は大事かなというふうに思っております。カメラがあればちょっと抑止力にもなりますし、もし犯人が入ったとしても捕まる可能性もありますので、力を入れて対応していただければと思います。何かございましたら一言。

○小林武雄委員長 荻野総務課長。

○荻野剛史総務課長 明日の質問もあるのですけれども、この事業、皆さん関心が高く、4月に始めてからもう既に55件と関心がある事業だと思っております。付けることによって、表示する部分もございまして、不審者が来たときに抑止力になると思っております。

以上です。

○小林武雄委員長 よろしいでしょうか。

市川委員。

○市川初江委員 そんなことで、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○小林武雄委員長 ほかに質疑ありませんか。

青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 ふるさと納税のことでちょっと教えてもらいたいことがあるのですけれども、入ってくるのは収入、あとは寄附金として入ってきていますけれども、ふるさと納税を他の市町村にしている板倉町の方が当然いるわけですが、その人の金額、総額というのはどのぐらい出ているのか、あるいは口数は何件ぐらいあるのか分れば。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 お答えをさせていただきます。

こちらは6年度の実績という形にはなりますけれども、板倉町からほかの市町村にふるさと納税を行っている人数ということで330人程度、寄附金の額についてが1,850万円程度ということで、人数については330人ということですが、お一方で何自治体もふるさと納税をしているというようなケースもありまして、件数においては900件を超える件数に上っております。

以上です。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 それで、ちょっと聞きたいのは、ふるさと納税を受けた場合は寄附金として受けていますよね。板倉町の人が他市町村に寄附すると、その人は税額控除されるわけで、その金額はどこに表れてくるのですか。1,850万円の寄附した金額というのは、どこか出てくるのですか。この中に。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 今回の補正予算の中には表れていなくて、前年度に寄附したということで、7年度の町県民税の所得割から減税されるということになりますので、最終的には町県民税の調定額がこの寄附金によって変わるといふ、実績となるという形です。ちなみに、先ほどの寄附金額1,850万円程度ということで、町民税について、このうちの1,000万円程度控除される。併せまして、県民税が700万円ほど控除される。町県民税合わせて1,700万円ぐらいの所得割から控除されるというものとなっております。今回の補正に表れているというものではございません。

以上です。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 私が聞いているのは補正に表れているかと聞いているのではなくて、その数字が分かりにくいのです。例えばふるさと納税というのは、入りの場合は当年度の収入になるけれども、税額控除する場合には翌年度に発生するわけね、そうしますと数字の上では。板倉町の誰かがどこかに寄附するでしょう。寄与すると、その寄附したものが分かりやすく言えば確定申告か何かのときに、寄附証明書というのが来ればそれに基づいて税額控除するわけでしょう。そうすると、1年遅れになってくるわけね。言っている意味分かります。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 議員おっしゃるとおりで前年の12月31日までにしたふるさと納税について、翌年度の町県民税から控除されるという形になります。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 先ほど町県民税だから県と板倉町の割合は6：4でしたっけ。県が4で市町村が6という割合で負担しているわけでしょうけれども、入った場合はどうなっているのですか。

○小林武雄委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 板倉町以外の人からうちのほうにふるさと納税をしていただいた場合については、全て100%町の寄附金として扱っております。全部当年度。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 例えば、ちょっとややこしくなって分からない。私混乱してしまうのだけれども、横浜市の人が板倉町に100万円寄附したと。ふるさと納税したとすれば、入ったものは全部100万円板倉町へ入るわけだ。ところが、横浜市では負担した人の分を控除する場合は、県と横浜市は6：4で負担するのかね。控除しているのかね。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 横浜市の個人の住民税から控除されるという形になります。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 そうすると、もう一度聞くと、横浜市だけではなくて神奈川県も負担するということになってしまうのではないの。6：4で。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 住民税については、市町村と県、6：4でなっているものですので、控除されるものも6：4で負担するという形になります。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 私も分からないからテレビだとか新聞なんかで見ると、市町村で言うと横浜市だとか世田谷区なんていうのは100億円単位で出が多いというか、プラス・マイナスで言うと赤字になっているというけれども、そうすると世田谷区だけではなくて東京都も負担しているということになるのかね。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 同様に、そういうような形で東京都も負担していると。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 もう一つ聞きたいのは、例えば確定申告する場合に、インターネットなんか見ていると分からないのだけれども、所得税も関係してくるの。これ。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 ふるさと納税分については、所得税及び住民税から控除されるものということで、確定申告をした場合、まず所得税のほうで所得控除を受けられる。所得から差し引かれる所得控除で受けられる。ただし、全額が所得税で引き切れない場合は、住民税のほうで所得割から税額控除されるという形で、上限ありますけれども、寄附金額から2,000円を引いた残りがほぼ所得税と住民税から控除されるという制度となっております。

以上です。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 そうすると、寄附した人の方の自治体の控除というのはややこしいね。国の負担部分もあるし、県の部分もあるし、市町村の部分もあるし、3つの税金が減額されるということになってしまうというか負担するというか、そういうことになるね。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 そのような形で、国分、県分、町分といういうことで、当然減収という形になりますので、その辺については交付税の中で減少分の75%については、基準財政収入額で75%分は控除するという形になっているということです。県分については、税額控除された分を考慮して、分けて払い出しをしているという形です。住民税で国の分を控除したものについては、地方交付税の中で改めて計算をされているという状況です。

以上です。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 ややこしい話はいいとして、簡単に言えば、ふるさと納税の減収分というのは、国と県と市町村と三者が負担することになってしまうわけね。減収になるわけね。その割合は、どんな割合になるの、

大ざっぱに。国が3分の1だとか。県と市町村が6：4なのは分かったよ。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 前の担当ということでお答えさせていただきます。

まず、確定申告をする場合に、そこで所得税から引かれます。所得税は人によって、例えば所得税率が10%の人もいるし、20%の人もいます。その人によって変わってくるのですけれども、仮に10%とすれば、分かりやすくさっきの例で言いますと、100万円寄附したら10%なので、10万円分が所得税から引かれます。そうすると、残り90万円残っているの、それを6：4で分けるという形になります。

○小林武雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 要するに三者が負担しているということなのだ。だからややこしいのだ。資料、インターネットとか読んでいても分からないので、どうなっているのかなと今聞いてみたのです。そうすると、例えばこの1,850万円の板倉町の人はどこかに寄附しているわけだね。そうすると、板倉町で税額控除する分てどのぐらいになっている。さっき1,000万円と言ったっけ。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 1,800万円の寄附金額に対しまして、町民税が1,000万円の控除で減収です。県民税が700万円の控除。6：4ということで、この中のうちということで、160万円程度が国分と。国税の引き切れなかった分を住民税で控除していると。特例控除額が160万円程度という形になっています。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 よく分からないけれども、大体分かった。3つが負担しているということだけは分かったので、いい。詳しい比率は分からないけれども。

それともう一つ、収入の場合は、経費率と言ってはおかしいのですけれども、4割ぐらい経費かかるの。1億円の寄附金があると4割ぐらいの、返礼品と手数料でやるから40%ぐらい。そうすると、手取りが6割ぐらいということ。

○小林武雄委員長 橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 寄附額に対して50%ルールというのがあるので、商品とか手数料とか委託料とかを合わせて50%以内で抑えてという形なので、基本的に町に入ってくるのは半分というふうに思ってもらえれば。1億円追加したとすれば5,000万円が町のほうの使えるお金みたいな形になります。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 最後に1つ聞くと、寄附金がでかければいいけれども、少しだと本当に、今回は2億円ぐらい入ってくるという話だから実質寄附金が1億円ぐらい板倉町に入ってくるわけだけれども、出が1,850万円だからいいけれども、大きいと、プラ・マイするとふるさと納税というのは、板倉町なんかでマイナスということはあまりないのしょうけれども、メリットないよね。世田谷区だとか横浜市なんていうのはマイナスで大変な思いしているのしょうけれども、入りと出とプラス・マイナスすると、今回は2億円ぐらい入ったからいいけれども、少ないと、二、三年前だとプラ・マイでいくと実質プラスにはなっていなかったのだ。とんとんか、ちょっとプラスぐらいのところ。

○小林武雄委員長 一応最後の質問でよろしいですかね。

橋本企画財政課長。

○橋本貴弘企画財政課長 確かに令和6年度は1億4,000万円ほど入ってきたので、当然プラスにはなるのですが、その前についてはやはり板倉町にふるさと納税自体の額があまり入ってきていない。ただ、外に出している人は、ほとんど変わっていないと思うのですよね。そうすると、差し引くと、先ほど長谷見課長が言ったように、交付税算入とかをうまく計算をすると何とかとんとんみたいなぐらいの数字になっております。6年度は伸びているけれども、さらに7年度も2億円を目標にやっていくわけなので、先ほど言ったように、出す人というのはそんなに変わらないと思うので、多少プラスにはなるかなというふうには思っておりますし、やはりうちのほうとすると、そういう魅力のある商品というのはなかなかない部分があるので、結論言うと本当はやめてもらいたいというのが理想な部分だと思うのですが、それはその制度がある限りやらなくてはいけないので、いい方向に持っていけるように今後は努力していければと思っております。

以上です。

〔事務作業が増えて大変でしょう〕と言う人あり〕

○橋本貴弘企画財政課長 はい、そうです。まさにそうです。ありがとうございます。

○小林武雄委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

尾澤委員。

○尾澤将樹委員 1つ教えてもらいたいのですけれども、10ページの一番上、テレビ受信料161万2,000円、この中身を教えてもらいたいのですけれども、どういうものかという。これNHKの受信料ですよ。161万2,000円で結構大きな額だと思うのですけれども、一般家庭だったら衛星放送と両方入って1台で2万円するかしないかぐらいなのですけれども。

○小林武雄委員長 荻野総務課長。

○荻野剛史総務課長 それではお答えします。

町の公用車にカーナビがついている場合に、テレビ受信可能なものがあります。そちらが11台ありました。このたび、今まで払っていなかったものですから、全国的にそういうふうな話題にもなりまして、NHKのほうから調査が来まして、遡って11台分の調査をしたところです。古くは平成20年からナビをつけていまして、テレビ受信可能だったというところで、平成20年から現在まで11台分遡って、158万円程度というような数字になっておりまして、今年度分が2万2,000円程度の分ということになっております。

以上です。

○小林武雄委員長 尾澤委員。

○尾澤将樹委員 今、平成20年度からの分と言っていますけれども、これって何年遡れるのですかね。国のほうというか、NHKのほうは、これ限りがないのですか。車が入っている以上、もしも20年とか乗っている車で20年間払っていないと言えば20年分払わなくてはならなくなるのですかね。

○小林武雄委員長 荻野総務課長。

○荻野剛史総務課長 そのとおりでございます。テレビが受信できたときまで遡って、今回お支払いをする予定になっております。

○小林武雄委員長 尾澤委員。

○尾澤将樹委員 こういうことを聞いては失礼かなと思うのですけれども、一般の方でテレビの受信料、車についていますというので正式に払っているって人いるのですかね。

○小林武雄委員長 荻野総務課長。

○荻野剛史総務課長 一般家庭と事業所でまた別でして、事業所の場合はこういったことになるそうです。ですので、事業所、我々の公用車の部分については車ごとに受信料がかかるというようなこととなります。ちなみに、現在では、11台中8台につきましては受信できないようにアンテナを撤去しておりまして、今後は受信料はかかりません。

以上です。

○小林武雄委員長 尾澤委員。

○尾澤将樹委員 分かりました。

○小林武雄委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

2巡目、青木秀夫委員、どうぞ。

○青木秀夫委員 ちっちゃくて見えないのだけれども、固定資産税の収入のところには何か今回……

○小林武雄委員長 何ページですか。

○青木秀夫委員 7ページ、固定資産税、9,000万円ぐらい補正予算がついているのですけれども、これはどこか1社大口が固定資産税が課税されたのですか。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 お答えいたします。

どこか1社ということではないのですが、特に大きいのが償却資産ということで、償却資産については年明けに申告に基づいて課税をさせていただくということで、なかなか当初予算のときに見込みが立たないということで、毎年この時期に調定も終わりましたので上げさせていただいているところなのですが、大きいところでありまして、イートアンドさんの生産ラインの強化によります償却資産とか、あとはシーピー化成さんの生産工場が操業開始をしたとか、そういった大きな設備投資があったということでのおおむね確定された段階での今回追加の補正ということで、あと土地と家屋については見込みとおおむね確定した部分との差分を今回合わせて追加をさせていただくということで、極端にどこか1社ということではございません。

以上です。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 今ちょっと説明聞いたら、イートアンドは設備を増設して償却資産が発生したというのですけれども、これは新規ではないから税金もらえるのか。新規だと5年間減額というか、免除というかやっているから実質板倉町へ入ってこないのだと思うのですけれども、イートアンドみたいに追加で設備増強しているところなんかの償却資産は税金課税できるのですか。

○小林武雄委員長 長谷見税務課長。

○長谷見晶広税務課長 今回計上させていただいたものは特例の控除が適用されていないものということで、当然ながら償却資産の中についても町の課税免除の特例で3年間猶予できるというものがありますので、そちらは除いた額の補正額と。追加補正という形になっております。

○小林武雄委員長 青木秀夫委員。

○青木秀夫委員 シーピー化成なんて今度操業始まったみたいですけども、そういうところは後で奨励金で返還すると。5年間、そういう対象になっているのですか。これは。

○小林武雄委員長 栗原産業振興課長。

○栗原正明産業振興課長 新しく操業開始をしたということで、町の奨励金のほうには対象になると思います。

○小林武雄委員長 よろしいですか。

2巡目の質疑ある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第43号について採決いたします。

原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○小林武雄委員長 次に、議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、タブレットで言いますと51ページになりますでしょうか。議案第44号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和6年度介護保険事業の確定に伴います交付金の精算になります。

2ページから5ページにつきましては、提案理由でご説明申し上げましたので省略いたしまして、6ページをお願いいたします。タブレットで申し上げますと56ページになるかと思えます。歳入でございます。7款繰入金、2項1目介護保険基金繰入金に404万4,000円の追加でございます。介護保険事業確定に伴う精算金に関しまして、歳出と同額を基金より繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。7款諸支出金でございますが、令和6年度介護保険事業の確定に伴います支払基金交付金の超過交付分の返還になります。

説明欄をお願いいたします。介護給付費過年度分返還金に379万円、地域支援事業交付金過年度分返還金に25万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林武雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○小林武雄委員長 次に、議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

佐山住民環境課長。

○佐山秀喜住民環境課長 それでは、議案第45号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。タブレットでは58ページになります。よろしく申し上げます。第1条の総則でございますが、令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるということで、第2条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものになります。分かりやすく申し上げますと、令和7年度の当初予算書に第9条というものがあるのですけれども、そちらのほうで職員給与費から職員給与費以外の経費に流用する場合と、またはその逆に、職員給与費以外の経費から職員給与費に流用を行う場合は議会の議決を経なければならないと定めておりまして、今回、職員給与費以外の科目から職員給与費のほうに持ってくる、つまり流用するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

科目につきましては、職員給与費、既決予定額2,190万3,000円に対しまして、補正予算額88万9,000円を増額し、2,279万2,000円とするものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。タブレットでは64ページになるかと思えます。こちらが補正予算（第1号）の予算明細書となっており、こちらでご説明申し上げます。款項目節の節の部分に、1節法定福利費引当金繰入額という科目と、2節で法定福利費という科目があるのがご確認いただけるかと思えます。下水道事業会計につきましては、発生主義であるため、令和7年度中に、下水道事業担当職員3名おりますけれども、そちらに支給される6月の期末勤勉手当に係る共済組合負担金、いわゆる共済費というものになりますけれども、そちらにつきましては、令和6年12月から令和7年5月に勤務をいたしました6か月分ということになりますので、そちらにつきましては、令和6年度発生分と令和7年度発生分とに予算科目を分けて予算計上する必要がございます。具体的には、令和6年12月から令和7年3月勤務の4か月分は、令和6年度発生分であるため、引当金として令和6年度決算においてまず計上いたします。そして、その引当金は、令和7年度予算においては法定福利費引当金繰入額として予算計上するというところに、これはルールでそういうふうになっております。今回の補正は、その法定福利費引当金繰入額が31万1,000円ということで確定をいたしまして不用額が見込まれるというようなことから、88万9,000円をまずは減額をいたします。

また、今後、令和7年度予算を執行していく中で、予算残額に不足が生じてしまうであろうというふうに見込まれる2節法定福利費のほうに88万9,000円を追加させていただくものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○小林武雄委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 質疑を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小林武雄委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算3議案の審査が終了いたしました。

委員の皆様による慎重なご審査、また執行部の皆様による丁寧なご説明、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○小林武雄委員長 これをもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時24分）